

令和2年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="296 604 1163 823">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="546 1537 914 1600"><u>令和3</u>年4月</p> <p data-bbox="902 1934 1258 1963">最終改正 <u>令和3</u>年4月1日</p>	<p data-bbox="1555 604 2421 823">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1804 1537 2172 1600"><u>令和2</u>年4月</p> <p data-bbox="2154 1934 2510 1963">最終改正 <u>令和2</u>年4月1日</p>	

令和3年度改正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>30. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p><u>31. 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第〇条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</u></p> <p><u>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u></p> <p><u>32. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</u></p> <p><u>33. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u></p> <p><u>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p> <p>34. 「書面」とは、発行年月日を記録し、<u>記名(署名または押印含む)</u>したものを有効とするものとする。</p> <p><u>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</u></p> <p>35. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。</p> <p>36. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>37. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>38. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>39. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>40. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。</p> <p>41. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>42. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 総則</b></p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>30. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>31. 「書面」とは、<del>手書き、印刷等の伝達物をいい、</del>発行年月日を記録し、<u>署名又は捺印</u>したものを有効とする。</p> <p><del>-(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</del></p> <p><del>-(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</del></p> <p>32. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。</p> <p>33. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>34. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>35. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>36. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>37. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。</p> <p>38. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>39. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	